

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和3年6月22日（火）

会議出席者

<出席委員>

坂本会長、石井委員、岩田委員、工藤委員、佐藤委員、高木委員、田中委員
別宮委員、箕浦委員、湯本委員

<事業者>

東京電力パワーグリッド株式会社

工務部 送変電建設センター 広域工事グループマネージャー 大内氏
広域工事グループチームリーダー 星野氏
広域工事グループチームリーダー 五十嵐氏
広域工事グループ 片平氏

ユーロフィン日本環境株式会社

自然環境コンサルティング事業部 自然環境グループマネージャー 中野氏
自然環境グループ 北川氏
環境調査グループ 浅田氏

<事務局>

渡辺大気水質保全課長、今井総括課長補佐、安部課長補佐、渡邊主査、大森技師

<オブザーバー>

南部町役場企画課 杉山課長、佐野主幹

次第

- 1 開会
- 2 議事
議題 「東清水線新設工事事業」に係る環境影響評価準備書について
- 3 その他
- 4 閉会

資料

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 事業概要と準備書手続について

事業者説明資料

1 開会

(司会 今井総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。委員の皆様には、御多忙中のところ御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。私は本日の進行を務めます、山梨県大気水質保全課総括課長補佐今井でございます。

はじめに、渡辺 大気水質保全課長から、御挨拶を申し上げます。

(事務局 渡辺課長)

本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の議題は、南部町内における送電線の新設事業である「東清水線新設工事事業の準備書について」でございます。前回の審議会での御質問や不明点等につきまして、事業者から回答をいただくこととなっております。委員の皆様におかれましては、本事業が環境に配慮し、環境と調和した事業となりますよう限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議いただきますようお願いいたします。本日はよろしくようお願いいたします。

(司会 今井総括課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について御報告いたします。本日の出席状況については、15名の委員のうち、会場に2名、ウェブ会議システムで8名の計10名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第四十七条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。なお、本日の席次表に変更がございます。小林委員、杉山委員が急遽、所要のため、御欠席となります。また、岩田委員におかれましては、会場への出席からウェブ会議システムによる参加に変更となりましたので、併せて御報告させていただきます。

ここで、配布資料の確認を行います。次第・席次表、委員名簿、資料1、その他、事業者説明資料がございます。資料に不足がある場合には、事務局までお申し出ください。配布資料はよろしいでしょうか。

次に傍聴人の皆様への留意事項につきまして御説明いたします。傍聴人の皆様は、受付時に配布した傍聴券に記載の「傍聴の心得」を御覧ください。技術審議会を速やかに進行するため、傍聴人の皆様には、次の点について御協力をお願いします。審議中はお静かにお願いします。拍手、声援、野次等を行わないでください。その他審議会の進行を妨げるような行為は行わないでください。なお、御協力いただけないときには、退出していただく場合がございます。また審議会の記録のために、審議の途中で、写真を撮影する場合がございます。

次に、今回の会議開催方法について説明いたします。前回と同様、対面とウェブ会議システムを併用することといたしました。本日は、事業者の方にもウェブ参加していただいております。

また、大変恐縮ではございますが、議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただきます。誠に恐縮ですが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声をお願いします。また、御発言の都度お名前を仰っていただくようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場にいらっしゃる

委員の皆様には、マスク着用のまま、マイクでの発言をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例第四十七条第10項により、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは、坂本会長、よろしくをお願いいたします。

2 議事

議題 「東清水線新設工事事業」に係る環境影響評価準備書について

(坂本会長)

それでは、議事を進行させていただきます。案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するというようお願いいたします。「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行います。非公開審議の際には、報道関係者及び傍聴人の本会場から退出いただきます。以上、御協力をお願いします。

本日の議題は、東清水線新設工事事業に係る準備書に関するもので、前回の審議会で出た質問等を、事業者から説明いただいた後、質疑応答・意見交換を行います。なお、希少動植物に係る部分については、後ほどまとめて非公開で審議を行います。終了時刻は、午後3時頃を予定しております。

また、本日は対象事業実施区域の南部町から、審議をウェブで傍聴したいとの申出がありました。審議会の運営に関し必要な事項は、条例施行規則第七十二条第四項により、会長が審議会に諮って定めることとなっております。

そこで、今回は、南部町にはオブザーバーとして参加していただくことにしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、南部町には、オブザーバーとして参加していただくことにします。事務局は対応してください。

では、この議題につきまして、事務局から経過等の御説明をお願いします。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊でございます。資料1「事業概要と準備書手続について」を御覧ください。前回審議会でも、御説明させていただきましたが、前回以降、動きがありましたところを説明します。資料1の裏面、本件に係るスケジュールを御覧ください。前回、5月25日に審議会を開催いたしました。その後、事業者では、準備書についての県民等の意見を募集していたところでしたが、「準備書に対する意見はありませんでした」という通知がございました。そして、本日、2回目の審議会となっております。今後の流れですが、関係町の南部町に意見照会を行っております。また、先に報告しました意見概要書の送付がありましたので、知事意見は、120日以内、10月8日までに事業者に対し、通知することになります。

以上で、資料1の説明を終わります。

(坂本会長)

御説明ありがとうございました。御質問等ありますでしょうか。では、よろしければ、引き続きまして、事業内容について、事業者から御説明いただきたいと思えます。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 大内氏)

東京電力パワーグリッドの大内と申します。本日は、前回の技術審議会での質問や追加質問を踏まえまして、事業者の回答をさせていただきます。資料は、準備書に関わる意見整理表の公開用と非公開用がありまして、添付資料は、公開用が資料1から4及び7、非公開用は資料5と6でございます。簡潔に御説明させていただきますので、宜しくお願いたします。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 五十嵐氏)

東京電力パワーグリッドの広域工事グループの五十嵐から説明させていただきます。東清水線新設工事環境影響評価準備書の技術審議会の公開部分でいただいた意見等に対する事業者回答について御説明させていただきます。

意見整理表の事業者回答欄、黒字の部分については、前回審議会での回答内容となっております。赤字の記載部分が、今回審議会での回答部分となっております。

それでは初めに、意見No. 1、区分が景観です。意見の内容は、1点目が鉄塔No. 38の選定についてです。2点目が実行可能な範囲の検討についてです。3点目が工事方法や具体的な位置についての御意見をいただきました。

事業者の回答といたしまして、鉄塔No. 38の選定については、資料1の鉄塔立地検討を御参照ください。今、画面に映しておりますけれども、鉄塔No. 38の立地検討について御説明させていただきます。こちらの資料は、鉄塔の立地検討で使用しております、航空測量したデータを、地形の傾斜を判読しやすく着色した赤色立体となっております。青ルートが基本ルートの選定時、赤ルートが検討後の鉄塔位置となっております。鉄塔No. 38の尾根より東側は、色が濃く表示されている箇所は、急傾斜地のため、立地不可と判断しております。また、尾根より西側の中腹も検討したが、現地踏査結果から地滑り地帯が広く存在しており、こちらも鉄塔立地不可と判断し、赤の鉄塔位置を選定しております。意見No. 1の説明につきましては以上となります。

意見整理表に戻りまして、2点目ですが、「実行可能な範囲」ということで、景観影響について、主要な眺望地点からの眺望景観の変化は少ないと予測しておりますが、以下の観点からできる限りの検討を行っております。一つ目は、伐採面積の最小化をしまして、保安伐採の回避や資機材運搬基地及び残土置き場の既存造成地の活用検討をしております。また、伐採範囲の緑化としまして、伐採した鉄塔工事用地や索道線下、架線ドラム場、エンジン場、架線線下工事用地の緑化をいたします。工事用道路設置の最小化としまして、新設の工事用道路の回避検討を行っております。なお、鉄塔No. 38につきましては、八幡神社やオアシスの森の眺望地点から鉄塔が視認できることから、できる限りという観点から、鉄塔の色彩への配慮を行い、景観影響の最小化に努めたいと考えております。3点目の工事方法や具体的な工事位置の決定については、意見No. 36で回答をさせていただきます。

次に参ります。意見No. 2、区分が景観です。中部横断自動車道間からの鉄塔

の見え方についての御意見です。事業者回答としては、資料2の中部横断自動車道からの景観検討資料を御参照ください。こちら、中部横断自動車道からの景観検討の資料となります。山梨県側から静岡県側へ向かう、トンネル区間の橋りょう上より撮影した写真です。上段が建設前で、下段が建設後の簡易モニター写真となっております。トンネル区間の橋りょう上を通行した際に、鉄塔No. 36、No. 37は約30秒視認できるが、圧迫感は小さく、景観及び運転への影響はないと考えます。

意見整理表にお戻りください。意見No. 3、区分は景観です。意見No. 1とNo. 2の回答と同様となります。

次、意見No. 4、区分は生態系です。生態系の指標種を維持するための保全措置についての御意見となります。事業者回答といたしましては、御意見を受け、環境保全措置の検討が必要とされた指標種（クマタカ及び希少両生類）について、それぞれの生態系を明らかにした上で、餌動物の生息に与える影響やその生息を維持するために必要な環境も含め再検討し、評価書に記載することとします。

意見No. 5、区分は水生生物です。水生生物における、川筋の残土置き場について、具体的な配慮事項の御意見となります。事業者の回答といたしましては、対象事業は供用後に水質汚濁物質を排出するような事業ではないため、水生生物（カワネズミ等の動物も含む）に対する影響としては、工事に伴う濁水の発生に限定されます。これまでの同種事業では各鉄塔の改変規模が小さいことから、土嚢等による濁水防止処置により、濁水の発生を抑制することが十分できているため、一般的な環境保全措置で対応するとしております。御意見を受けまして、沢に面して土砂流出が懸念される箇所（残土置場）においては、更なる対策として土砂流出防止設備（土留め柵・土嚢・布団籠）を設置し、土砂を堆砂させ、工事範囲外への流出を抑制します。また、残土保管方法は、残土袋での仮置きはせず、搬入の都度、転圧・締固めを行い土砂流出防止に努めます。表面排水の処理は、土嚢袋又は素掘り側溝により行い、流末は洗掘防止として布団籠を設置します。地下に浸透した水は布団籠により既設河川に導きます。こちらについて、資料3の土砂流出対策の施工例を御参照ください。土砂流出対策の施工例の写真となっております。上段、左上につきましては、鉄塔工事用地の土留め柵を施工している写真となります。上段、中央の写真は、残土処理場で土留め柵を設置している写真です。上段、右側には、土留め柵の標準図を載せております。中段、左側には、残土処理場での布団籠による浸透水の排水、ワラムシロ工による洗掘防止の施工について載せております。中段、中央には、布団籠の標準図を掲載しております。中段、右側には、残土処理場の流末処理ということで、布団籠による洗掘防止対策を載せております。下段、左側には、残土処理場の土嚢による表層洗掘防止、地表水の分散の施工例を載せております。

意見整理表に戻ります。該当箇所は机上検討では残土処理①、②、⑤を考えておりまして、土砂流出防止対策の詳細については測量後、評価書で示します。また、保全措置の効果に不確実性が存在するという考え方もありますので、事後調査の項目に水生生物を追加し、生息状況について検証したいと考えております。

意見No. 6から8は、5月25日の審議会で回答したとおりとなります。

意見No. 9、区分は生態系です。工事終了後の緑化についての御意見です。事業者回答といたしまして、詳細測量未実施のため、机上検討ではありますが、緑化

箇所については、資料4の緑化概略面積一覧表・緑化箇所図を示しております。こちら、資料4は、緑化箇所を整理した一覧表となっております。灰色のハッチング箇所は、既存の造成地を活用する箇所、又は樹木がない箇所となっております。ハッチングがない箇所につきまして、緑化対象箇所を示しております。面積と樹種については、記載のとおりです。次ページ以降、緑化の箇所を示しております。また、このページで、樹種の表記が間違えておりますので、訂正させていただきます。シラカンからシラカシと訂正をお願いします。以降、黄色枠で示す箇所が緑化箇所の対象となります。

意見整理表に戻ります。意見No. 10、区分は動物です。猛禽類（クマタカ）における実施可能な範囲の保全措置についての御意見です。事業者の回答といたしましては、「山梨県環境影響評価等技術指針」に記載されている表現を使用するのが望ましいという考えで「実行可能な範囲」という表現を使用しています。猛禽類（クマタカ）の「実行可能な範囲」という観点から生息状況に変化が生じる可能性があるため、作業制約として高利用域に含まれる工事箇所の伐採作業は、繁殖期前半（1月～5月）をできる限り避けて行うことで影響を回避、伐採範囲の最小化として、保安伐採の回避や資機材運搬基地の既存造成地の活用検討、建設機械の集中稼働の抑制検討としまして、工事稼働集中とならないような工事工程検討、影響の小さい運搬方法の採用としまして、ヘリ資機材運搬の回避、低騒音型機械の使用ということで、発電機、コンプレッサー等の機械配置検討といった影響の回避・最小化を行うこととしております。なお、今後、有識者の意見について、意見No. 20のほうで御説明しますが、クマタカの繁殖年である場合は、営巣木より半径1キロメートル以内で比較的騒音の大きい工種（伐採作業、基礎工事）については、繁殖期（1月～8月）を避けて行うことで影響を回避することを検討します。

意見No. 11、項目は事業者見解です。専門家からの意見に対する御意見です。5月25日の審議会では、準備書を作成、調査する上で、専門家に相談することがなかったためと回答しておりますが、準備書作成後、評価書作成に向けて有識者への意見聴取を行ったほうが良いという考えで4月に実施しておりました。準備書段階では専門家への相談は行わなかったということになります。評価書では有識者への聴取結果を反映いたします。

意見No. 35、項目は事業計画です。環境影響評価等技術審議会での御意見です。これについては、今後の同種事業が、より環境へ配慮したものとなるためには重要なことと考えております。

意見No. 36、項目は事業計画です。準備書において、事業実施方法を決定した経緯及び環境保全の方法についての御意見です。事業実施方法を決定した経緯につきましては、添付資料7のAルート選定について御参照ください。下に凡例がございますが、灰色や茶色が斜面を示しており、地滑り地形を、マゼンダやオレンジ色で示しております。机上検討として図面のとおり、急傾斜地及び地滑り地帯を避けた位置を選定する。次に、実際に踏査して立地可否調査を実施、地質専門家による現地調査を行っております。次に、可能な位置から電線を繋いで縦断検討（電線の弛みから樹木との離隔や地表面との離隔確保検討）を行い、鉄塔高が高くない位置の選定を行います。併せて、道路近傍に鉄塔が設置できるか検討を行っております。鉄塔基数を少なくすること、また道路近傍への鉄塔位置選定により、運搬

による工事用地改変面積の縮小化を図っております。鉄塔No. 31、32、34、35が道路近傍に配置しております。鉄塔No. 33は、線路方向の地滑り地形を避け、地質状況や鉄塔高が高くない位置に選定しております。鉄塔No. 36は代替地との比較（地質状況や希少植物への影響低減による選定）を行っております。鉄塔No. 37、No. 38は地滑り、急傾斜地を回避した位置を選定しております。選定された鉄塔から運搬種別検討を行い、鉄塔No. 33、No. 36、No. 37につきましては、既存の造成地に運搬用基地を設置して改変面積の最小化を指向しております。鉄塔No. 38は、新設の道路整備を行わず、県道脇に運搬用基地を設置して改変面積の最小化を指向しております。鉄塔基礎の掘削残土については、全て既存の造成地を活用して改変面積の回避を実施しております。各検討を行い、環境影響に配慮した鉄塔位置及び工事用地選定を行いました。植物等の環境保全の方法を明確にして、当該地域の状況を十分考慮したことが分かるよう評価書に反映します。

意見No. 37、項目は事業計画です。事業実施方法の経過及び方法書段階でいただいた意見の反映についてです。事業実施方法の経過といたしまして、ルートについては、意見No. 36と同様です。建設物の構造については、長期的な目で改善が必要と考えており、公表は出来ませんが、様々なデザインを検討はしておりますが、現状では設備上の強度や安全性、合理的な経済性を考慮し、今の形状を採用しております。工法につきましては鉄塔のヘリ資機材運搬を回避する運搬検討を実施しております。

方法書段階での意見の反映につきましては、「保安伐採による環境影響は供用後にも及ぶ」という意見を受け、鉄塔高を高くすることで保安伐採を行わないことを検討しました。ただ、「調査結果を踏まえ、改変の回避や最小化を行うこと」という意見を受け、一部の保全すべき植物種の生育地の回避や、複数案の工事計画の選定における、ホンゴウソウ等の生育地の回避等を検討しました。また、残土処理場等に既存の造成地を設定することで、改変面積の最小化を図りました。

意見No. 38、項目は評価結果です。土砂流出防止の方法と移植場所の選定についての御意見です。土砂流出防止対策については、意見No. 5の回答と同様となります。移植場所の選定はまだ行っていませんが、下記の条件を基に決定します。自生地 of 植生調査を行い、これに類似した環境とする。基本的には所有者の土地内で移植先の選定を行います。菌従属栄養植物については、共生菌が存在している他の自生地付近とし、手法については専門家に意見を聴取します。

意見No. 39、区分は植物です。緑化の場所についての御意見です。緑化箇所については、意見No. 9の回答と同様となります。また、周辺の現況の植生については、詳細測量実施後、緑化面積と合わせて評価書にて提示します。

意見No. 40、区分は植物です。植樹内容及び植生についての御意見です。植樹に当たっては地域性種苗を使用するように努め、生態系の攪乱を抑制します。鉄塔敷地以外の地山の改変区域を最小限に留め、原形復旧する際には、表土を含めた切土を元に戻します。

意見No. 41、区分は植物です。地域における自然遷移の御意見です。天然林への復元を目指す箇所は、初期・中期・後期に出現する種について、同時に植栽することに努めます。樹種の選定については、今後検討して評価書に記載します。スギ・ヒノキ植林への復元を目指す場合は、スギあるいはヒノキを植樹します。

意見No. 42、区分は植物です。緑化後の対応に関する御意見です。植樹後の事後調査は行いませんが、設備巡視等で緑化後の状況を確認し、必要に応じて土地所有者と協議を行い、適切に対処いたします。以上となります。

(坂本会長)

はい、どうもありがとうございました。ただ今、事業者から希少動植物部分を除き、前回審議会での意見等について説明がありました。これから質疑応答を行うわけですが、まず会場の委員からお聞きした後、ウェブ参加の委員にお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。湯本委員、よろしいですか。

では、ウェブ参加の委員にお聞きします。御意見、御質問ある方は、挙手をお願いします。ミュートを解除して御発言ください。石井先生、御意見ををお願いします。

(石井委員)

よろしいですか。途中で退室しなければならないので、先に述べさせていただきます。3つあります。私自身が質問した意見No. 1、No. 2、それから意見No. 37も少し関係するので、そこに触れたいと思います。

まず、No. 1について、資料1を出していただいているのですが、これはただ場所を移しましたよという情報しかなくて、先ほど、現地調査したというお話でしたけれども、そうであれば、現地調査した様子の、例えば写真とか、そのもう少し詳しい状況を示してほしい。それから何通り、例えば、鉄塔一本をずらすだけの話をされていますけれども、小分けにするということも検討したのか、そういうことも含めて、もう少しきちっとやっていただきたいというのがあります。

それから、意見No. 2について、中部横断自動車道から見たところ、道路景観設計の、様々な専門書やマニュアルが見てもらったほうがいいと思うのですが、このレベルを影響がないと言われてしまうと、道路景観設計をやっている意味がない。そういうレベルの結構大きなものが目に入ってくるということで、写真には送電線が入っていませんし、もっとこれ影響大きいですよね。影響が大したことないので検討しないというのは、少し違うのではないかなと思います。これが影響の回避又は低減する余地が、どういうものが考え得るのかというのは、しっかりと検討いただきたいと思います。

それから、それに関して意見No. 37のところ、合理的な経済性というコメントがあったのですが、前回の時も申し上げましたが、合理的な経済性というのが、誰にとっての経済性なのか。多分、事業者にとって、合理的な経済性ではないかと思うのですが、やはり社会にとっての合理的な経済性はどの辺にあるのかということ、もう少し考えていただきたいと思います。何故、このようなことを言ったのかというと、他の事例などを調べていただくと、より丁寧にやる、土木の事業と比べると、少し配慮が足りない、検討が足りないと感じてしまいます。以上です。

(坂本会長)

三点ほどありました。1点目は、現地調査の写真や検討方法。2点目は中部横断道からの景観、3点目は合理的経済性に関することです。それでは事業者の方、回答をお願いします。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 大内氏)

東京電力の大内でございます。3点、御質問がありました。1点目は、鉄塔No. 38の現地の調査結果についてです。その内容、どのような調査を行っていたのか等、小分けといたしますか、基数を増やして置く検討がなされているか、このような質問かと思っております。そこにつきましては、現地の調査結果、その記録について整理しまして、御報告させていただきたいと考えてございます。

2点目が、意見No. 2の高速道路からの影響度というところで、今見た中でのもので、影響が少ないということは、もう少し配慮した形で、例えば送電線を入れ込むなど、そういうモンタージュを活用してできないかという御意見であったと思っております。そちらについても、簡易モンタージュというところを書かしてもらいました。こちら、今一度、モンタージュへ送電線を入れ込んだ形で、実施していきたいなと思っております。ただ、正確に、送電線の緯度の入力などになりますと、その写真の位置の座標の明確化と、カメラの画角等々が必要になってきまして、車を高速道路で停めるというのは非常に難しいということから、簡易的な部分で、送電線を入れた形で、少し評価できればと考えておりますので、そのような形で、御報告させていただきたいと思っております。

3点目です。意見No. 37の合理的な経済性については、事業者側の部分とも、記載の内容でいけば、そのようにとらえられると思っております。今一度、社会的な目で、合理的な経済性を考慮した部分がないのかというところを評価していきたいと思いますが、今のところ、当社の事業では、やはり送電線の形は、一番、最適と考えてございまして、新たなものは、今のところ、この社会的、世界的な目で、様々な世界の形、送電線の形を参考に、どのようなものが構造物として良いのか、検討はしてございます。ただ、今の段階ではやはりこれを設備の安全上も加えて、考えていきますので、なかなか今、新たなものができてきていないというところがございます。やはり長期的な目で、改善を加えていきまして、検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

(坂本会長)

石井委員、よろしいでしょうか。

(石井委員)

検討をしっかりとってくださいというのを一応コメントにしておきます。ありがとうございます。

(坂本会長)

はい。それでは私から1点確認ですが、1点目の調査について、「報告をさせていただきます。」とのことですが、いつどこで、どういう形の報告をいただけるでしょうか。今1点目の現地調査などの回答の中で、「報告をさせていただきます。」との表現をされました。いつどこでいただけるでしょうか。可能性としては、これからやっていくときに、もうこの会議が終わったらすぐに事務局に報告をさせていただく可能性と、今から、実際調査する過程の中で、報告させていただく可能性と、評価書の中で報告するという可能性。これぐらいが考えられますが。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 大内氏)

意見No. 1 及びNo. 2については、次回の審議会、その時に、御報告できればなというふうに考えております。できなければ、評価書に織り込んで御報告できればと考えております。

(坂本会長)

分かりました。

それから、石井委員の中部横断道関係の意見は、石井先生は、土木関係の景観、橋や道路などいろいろ携わっているので、そういう視点で見ると、送電線はこのようなものでいいのかという感じを受けられたのだと思います。ですので、もう少し、モニタージュについてもしっかりとさせていただきたいのと、私どもは知りませんが、送電線ではこのぐらいを、普通であるということを説明いただければ、納得はしませんけど、理解できることもあるかと思っておりますので、そういうことも、少し御説明いただければと思います。お分かりいただきましたか。送電線では、これが当たり前だというのであれば、そういうことを教えてください。よろしく願います。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 大内氏)

はい。いろいろな角度から、確認させていただいてですね。意見No. 2のところは、報告させていただければと思っております。

(坂本会長)

確かに、土木関係の景観は、いろいろ気を使っているのに、送電線は、何か違和感があるなと思ったところです。それでは、引き続きウェブ参加の方に御意見を伺いたいと思います。

(事務局 渡邊主査)

会長、すいません、よろしいでしょうか。事業者の方に事務連絡ですけれども、意見整理表の画面共有を、説明が終わったので一度解除してもらってよろしいでしょうか。委員の方々の様子が見えないので、共有の解除をお願いします。

(坂本会長)

はい。これで皆さんの様子が見えるようになりました。それでは、公開部分について御意見がある方はいますか。はい。この部分については、特に意見はないということでしょうか。

よろしければ、希少種の審議に移ります。冒頭にお伝えしたように、非公開で行いますので、報道関係者及び傍聴人の皆様には、退室いただくよう御協力をお願いいたします。

〈報道関係者及び傍聴人退室〉

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(坂本会長)

ここからは、公開ということで、報道関係者及び傍聴人の皆様に入ってください。こととなります。

〈報道関係者及び傍聴人入室〉

非公開部分では、動植物の具体的な種について、質問等がなされました。最後に、全体を通して、御意見等がありましたら、お願いいたします。田中委員、お願いします。

(田中委員)

今よろしいですか。全体に関することです。方法書のと看に、どこのということではないのですけれども、回避・最小化・代償ということを検討して、その順序で、準備書に示しますということだと思ひますが、今一つ一つの個別の分野について、動植物、生態系関係、個別について色々な回避・最小化・代償の議論があったのですけれども。もうちょっと、上のレベルで、回避・最小化・代償というのを、どのように検討されて、準備書の、どこに示されてあるのかという、一応ページ数が書いてあるのですが、そこを見てもよく分からない。一つの表みたいのがあるぐらいで、その回避・最小化・代償という検討は、実はかなり単純な話、ページ数だけでも相当あるような情報量だと思います。分析に關しても。今、それが個別のことについて書いてあるから、すごく小さな表一つで済んでしまうのかもしれないが、方法書の時に、回避・最小化・代償というのを、その順で検討して、準備書に示しますよと言っていたのが、どこのことなのかというのをまず、教えていただけないでしょうか。

あともう一つですね。そのときに、県の技術指針には、代償による環境保全措置を講じようとする場合にあっては、環境影響を回避し、又は最小化させることが困難である理由を明らかにするとともに、損なわれる環境及び創出する環境に關しそれぞれの位置、並びに損なわれ、また創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容を十分比較し、検討すること。これが、どの辺りのレベルで、例えば植生レベルだとか、流域レベルぐらいの大きな話で言っているのか。個々の保全対象とする、種レベルで言っているかによっても書き方は変わってくると思うのですが、多分、方法書の段階で言っているのは、複数案をそういうミティゲーションヒエラルキーの考え方に基つき、しっかりと分析してその中身を、提示しますよということだったと思います。それで、それがどこに書いてあるのかというのを教えていただけませんか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 大内氏)

まず、準備書に、回避・最小化・代償の部分を明示させていただいているのは、4-4ページの知事意見のところ、事業者の回答の、準備書の該当ページをこちらに記載しております。

(田中委員)

それは、知事意見に対する回答の表ですよ。そうではなくて、準備書の中身と

して、その検討したことをどのように述べられているのかということです。どこに、どのように、回避・最小化・代償の順序で検討したことが述べられているのかということです。もう少し言うと、方法書の時の、要約書に、回避・最小化・代償の順で、複数案による比較検討を行い、検討の経緯、及び結果を準備書に記載したというのが、知事意見として書いてあるのですけれども、それがどれなのか分からない。今までも、多少言及のあった個別の話なのか、ルートとしての全体的な話なのか。例えば、動植物のこともね、例えば水生生物を守るために、もしかすると、陸性のものは駄目になっちゃう。陸生のことを守るためには、水生生物の場所がなくなっちゃうかもしれない。そのトレードオフは必ず起きる。そういうのは個別にやっても、実は環境アセスメントというのは、キリがなくて、結局どういうルートでやるのかというところが、一番、総合的に考えて、どうなるかというのが重要になってきます。その説明が、どこにあるのかというのがよく分かりませんでした。御説明いただけたらお願いします。

(坂本会長)

いかがでしょうか。

(事業者 ユーロフィン日本環境(株) 中野氏)

ユーロフィン日本環境の中野です。検討は個別にやっております、まずルートゾーンの検討については、準備書の1-12ページに比較の検討結果を示しておりますが、ここで回避、あるいは最小化の観点から比較検討を行った結果を記載しております。また、この多分、回避・最小化・代償の検討につきましては、まず植物については、8-65ページ以降ですね。環境保全措置の種類で、代償、最小化、またページをめくっていただきますと、回避とありますけれども、まずは回避、事業区域が生育している個体であっても、その使用状況を検討しまして、回避できないかどうか、について検討し、できないものについては、代償措置を行うという検討を行っております。

続きまして動物につきましては、例えば8-144ページに記載しております。ここでは、回避という言葉で種類を分けさせていただきますが、繁殖期を避けるという意味合いの回避ということでまず検討しております。

(田中委員)

分かりました。ありがとうございます。個別に環境保全措置のところに、代償、最小化、回避と、明確にした言葉が、この言葉自体が明確に出てきたのは、非常に珍しいといいますか、アセスの中で珍しいのでそこは、もしかすると一歩前進なのかもしれません。ただ、個々の中身を見ると、やっぱり一般論に終始していますので、その話と、それらを全部、今御説明しようとしていた話をトータルしたものが、1-12ページと考えてよろしいでしょうか。そうしますとね。ここは希少種だけになっていて、生態系だとか、もうちょっと全体的な評価というのはここではしなかったのか。今御説明されようとした個々の表がありましたけれども、その結果は、この1-12ページの根拠にはなっていないということでしょうか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 大内氏)

はい。1-12ページは、ゾーンに対しての評価ということで、回避・最小化・代償の部分で検討させていただきました。選ばれたAルートに対しての保全措置は。

(田中委員)

では、段階が違うということですね。そうすると方法書段階の知事意見に対して、準備書に掲載すると言ったのは、1-12ページのことでしょうか。要するに、ルートの選定について回避・最小化・代償の検討内容をしっかりと準備書に書きますと書いてある。そうすると、1-12ページがその知事意見に対する回答ということですね。後ろのほうの、回避・最小化・代償というのは、もう、このルートに決めた後の回避・最小化・代償ですから、そうしますとね、知事意見が求めているのは、そういうレベルのことではなかったのではないかな。事務局に聞かないと分からないのですが、県が求めているのは、この1-12ページを求めているのかなというのはちょっと、僕はクエスチョンです。ここはもうちょっと本当にルート選定と、総合的に判断した何らかの根拠が示されなければならないのではないかと思います。ただ、日本の現状ではそういう事例はほとんどないので、ちょっとでも示されたのは、むしろプラスなのかなとも言えるのかも知れません。感想というか、質問というか、以上でございます。

(坂本会長)

事務局から何か追加ありますか。はい。そういう意見もございましたので、全体を通しての回避・最小化・代償が分かるようなことが、更にあると良いということでしょうか。ちょっと私もうまく言えませんが、こういった御意見があったので、事業者の方から何か説明いただけることがあれば、検討いただければと思います。

他の委員の方いかがでしょうか。よろしければ、そろそろ時間でございます。

それでは、事業内容に関する説明と質疑が終了いたしました。事業者の皆様には、本日、回答いただけなかった分については、事務局を通じて回答をお願いいたします。また、委員の方で、追加の質問等がございましたら、7月2日(金)までに事務局にお伝えいただき、事業者の皆様にはお手数ですが、御回答をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。御協力ありがとうございました。それでは、司会のほうにお渡しします。

(司会 事務局 今井総括課長補佐)

はい。皆様、長時間にわたり、御審議いただき、ありがとうございました。また、坂本会長には、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

それでは、次第3、その他ですが、事務局からは特にございません。委員の皆様からは、何かございますでしょうか。

(田中委員)

最後に、一つよろしいですか。先ほど話した「山梨県環境影響評価等技術指針」はネットで検索してパッと出て来ますか。簡単には出て来ない気がします。事業者に指導するにしても、指針を見てほしいのであれば、より簡単に検索できるように

してほしい。県として、よりアピールしたほうが良いと思う。

(坂本会長)

多分、案件ごとに説明していると思いますが、より詳しいこと、事務局ありますか。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊です。技術指針については、県のホームページで、そのワードで検索すれば、おそらく出て来るとは思いますが、確認させてください。

案件ごとに、相談があれば、技術指針があることをお伝えしております。

(坂本会長)

はい。分かりました。

他の案件については、まだ予定は決まっていますか。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊です。まだ、具体的な予定は決まっておりません。

(坂本会長)

分かりました。

(事務局 今井総括課長補佐)

その他、何かございますでしょうか。それでは、これをもちまして山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。

御審議、ありがとうございました。